

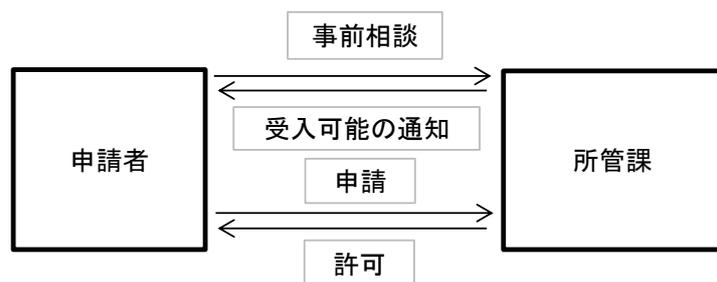
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 18

処 分 名	松山市立埋蔵文化財センターへの資料の寄贈又は寄託の許可	
処 分 の 概 要	松山市立埋蔵文化財センターへの資料の寄贈又は寄託を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市立埋蔵文化財センター条例施行規則(平成16年教委規則第41号)	
条 項	第9条第2項	
所 管 課	文化財課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標準処理期間	計	未設定
審査基準	<p>市内での出土品その他の遺物等で学術的価値が高いものであり、資料調査の結果受入れが可能であるもの</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>○松山市立埋蔵文化財センター条例施行規則</p> <p>(寄贈及び寄託)</p> <p>第9条 センターは、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。</p> <p>2 センターに資料を寄贈又は寄託しようとする者は、資料(寄贈・寄託)申請書(第6号様式)により教育長に申請し、その許可を受けるものとする。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。